

安芸広域市町村圏事務組合議会公印規程

(平成2年7月1日 規程第1号)

(趣旨)

第1条 安芸広域市町村圏事務組合議会の公印（以下「公印」という。）については、この規程の定めるところによる。

(公印)

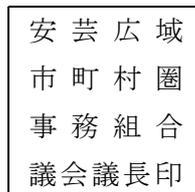
第2条 公印は、次のとおりとする。

1



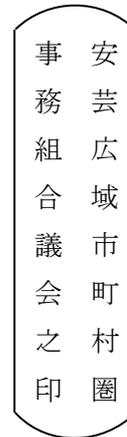
方 21 mm
て ん 書
木 印
議 会 印

2



方 21 mm
て ん 書
木 印
議 会 議 長 印

3



長径 33 mm
短径 14 mm
て ん 書
木 印
契 印

(関係規定の準用)

第3条 公印の取扱等については、別に定めのあるものを除き、安芸市議会等公印規程（昭和60年安芸市議会規程第1号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。